



つくばみらい市告示第 29 号

つくばみらい市妊産婦・乳児タクシー利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 10 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市妊産婦・乳児タクシー利用料助成事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市妊産婦・乳児タクシー利用料助成事業実施要綱(令和 4 年つくばみらい市告示第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「。以下「法」という。」を削り、「乳児」の次に「、市が集団で行う幼児健康診査対象児」を加える。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 市が集団で行う幼児健康診査

第 4 条を次のように改める。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成金の額は、タクシー利用 1 回につき 2,000 円を上限とする。

(2) 1 回の妊娠につき 20 回の利用(前条第 7 号の利用は除く。)を上限とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。